様式第 26 号

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社プラスアルファ（以下甲とする）と、労働者代表　山下　勝巳　（以下乙とする）は労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のように協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第1条　本協定による対象労働者の範囲は下記のとおりとする。

（１）本協定は、別表 1 に記載された職種に派遣される従業員（対象従業員）全てに対してに適応する。

（２）対象従業員については派遣先が変更される頻度が高い事から、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐなどの為、本労使協定の対象とする。

（３）甲は対象従業員に対して一の労働契約の契約期間中に、特段の事情が無い限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第2条　対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当、調整手当とする。

（賃金の決定方式）

第3条　対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 の基準値のとおりとする。

（１）比較対象となる同種の業務に従事する一般労働者の職種は「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）」（局長通達別添 2）のから選択し、且つ基準値を上回る物とする。また、どの職種を適応するかに関しては、業務の実態を踏まえ、最も適合する職種が有る小分類を使用するが、業務の実態から複数の業務に従事する可能性が有る場合は中分類、大分類を使用する。

（２）通勤手当については基本給及び賞与とは分離し、第 6 条の通りとする。

（３）地域調整については、就業地が静岡県内に限られる事から平成 30 年度職業安定業務統計による地域指数（局長通達別添３）に定める「静岡県」を用いるものとする。

第4条　（１）対象従業員の基本給及び賞与は、局長通達別添 2 にある職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)の基準と同額以上であることとする。

（２）別表２の各等級の職務と別表１の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとし、当社が行う勤務実績評価に派遣先の評価を加味してグレードランクを決定する。

ランク	派遣元評価	派遣先評価	出勤率
グレード１	A 以上	A 以上	95%以上
グレード２	B 以上	B 以上	90%以上
グレード３	C 以上	C 以上	90%以上

第5条　対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、社員就業規則派遣社員賃金規定に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条　対象従業員の通勤手当は実費に相当する額を支給する。

（１）通勤手当とは、公共交通機関または自己所有の車、自転車等の交通用具を使用する者に対し、実費を支給する。ただし、以下の者についての実費はゼロ円とし、支給しないものとする。

・公共交通機関または交通用具を一切使用しない者

・交通用具を使用する者で片道 2 キロメートル未満の通勤距離の者

（２）公共交通機関を利用する者の通勤経路については、会社が指定する合理的な通勤経路に拠るものとする。ただし、本人の申請により、別経路を選択すべき事情があると会社が認める場合には、その限りではない。

（３）交通用具を使用する者への実費は、就業先と自宅との距離に対して、1 キロあたり 10 円の燃料費見込み額とする。なお、距離の測定には原則として Google マップもしくはナビタイム等インターネット上の地図使用するものとする。

（４）通勤手当は、勤務時間に 71 円を乗じた額を上限とする。

第7条　対象従業員の退職手当は、一般基本給・賞与等の 5%を時給に含む物とする。

第8条　対象従業員の退職手当は退職手当制度を開始した令和 2 年 4 月以降発生するものとし、それ以前の勤続年数は該当しないものとする。

第9条

（賃金の決定に当たっての評価）

第10条　一項　基本給の決定は、一期ごとに行う勤務評価を活用する。勤続年数及び、派遣元、派遣先双方の相互評価の結果に基づき、第４条第２項の昇給の範囲を決定する。賞与の扱いについては、「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）」を元に時給設定をしている事から時給に含むものとする。

（賃金以外の待遇）

第11条　教育訓練（次条に定める物を除く）、福利厚生等の待遇については当社正社員との均等均衡を図る物とする。

（教育訓練）

第12条　労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については労働者派遣法に基づき別途定める「プラスアルファ教育訓練実施計画」にしたがって着実に実施する。

（その他）

第13条　本協定に定めの無い事項については、別途労使で誠実に協議する。

（有効期間）

第14条　本協定の有効期間は令和 5 年 4 月 1 日から、令和 6 年 3 月 31 日迄の 1 年間とするが、協定内容が変更になる場合は協定の有効期間内であっても新たな協定を締結し其方を優先するものとする。

令和 4 年 3 月 31 日

株式会社プラスアルファ　代表取締役　　髙橋　奈美子

株式会社プラスアルファ　労働者代表　　山下　勝巳